

運輸安全マネジメントに関する取組み

株式会社バス窓.com では、「輸送の安全の確保」のため、安全 優先・法令遵守・継続的改善を、社長をはじめ事務職・乗務員が一丸となって取り組んでいます。

■安全方針

社訓の 1 番「事業の根幹である「輸送の安全の確保」を社員一丸となり、実践していきます。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針を設定し、社内に周知する。
 - ① 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が もっとも重要であるという意識を徹底させる。
 - ② 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善（Plan, Do, Check, Act）を確実に実施、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
 - ③ 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
- (2) 安全方針の各社員の理解度等を事務員及び乗務員対象の教育に於いて、アンケート等を用いて定期的に把握する。
- (3) 乗務員教育時の「アンケート」の結果に基づき、その都度（現行の安全方針の変更の必要性の有無を検討すること、周知方法を見直すこと等を含む。）見直しを行う。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

- (1) 目標及び達成状況
 - 目標① 有責事故件数の抑止目標 0 件
達成状況 → 1 件（目標より 1 件超過）
 - 目標② 健康起因による事故「ゼロ」
達成状況 → 健康起因による事故「ゼロ」
- (2) 目標
 - ① 有責事故件数の抑止目標 0 件 の継続
 - ② 健康起因による事故「ゼロ」の継続

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故（重大・大型事故等被害甚大なケース）に関する統計
〔総件数及び類似別の事故件数〕

総件数 0 件

年度	重大事故発生件数		有責事故発生件数		アルコール酒帯検知	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
H24 年度	0件	0件	0件	0件	0件	0件
H25 年度	0件	0件	0件	0件	0件	0件
H26 年度	0件	0件	0件	0件	0件	0件
H27 年度	0件	0件	0件	0件	0件	0件
H28 年度	0件	0件	0件	0件	0件	0件
H29 年度	0件	0件	0件	1件	0件	0件

4. 安全管理規程

当社の安全管理規程は別紙の通りです。

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 講じた措置

① 適性診断の効率化（NASVA 受講）

適性診断を適時受講できるようにし、安全教育の充実を図る。

② 5 年目運転士研修の実施

ヒヤリ・ハット危険予知討議・教育を行い、自己の運転姿勢や心構えについて、初心に戻り、基本に忠実な運転操作の励行を復習、各々が事故防止に向けて「考える運転」を実行するよう教育を行う。

③ 転落事故防止対策の実施について

1年間を通じて「ドア閉めます!」「ドア開きます!」「お足もとにご注意ください!」等のお声掛けをおこなう。転落事故防止対策を実施する。

④ シニア・スポット運転士研修の実施

同研修の受講により、加齢による様々な衰えや健康状態を維持する必要性を正しく理解し、自己管理による安全運転の重要性を再認識して貰うため、60 歳以上のシニア・スポット運転士を対象とした教育を実施予定。平成 30 年度に 2 名受講予定。

⑤ ヒヤリ・ハット情報の活用について

収集したヒヤリ・ハット情報を整理・分類の上、危険予知トレーニング用に事例の要素別編集を行い乗務員教育に活用している。

⑥ 積雪対策の設備投資

全車両「スタッドレスタイヤ装着」、全車両「タイヤチェーン携行」を実施し、雪道対策とし、乗務員教育時にタイヤチェーン付けの講習をおこなう。

(2) 平成 30 年度に講じようとする措置

(2)-1 新規の取組

① 新任運転士研修の拡充

若年層による事故の発生状況に対処の為、大型車の運転経験が少ない新任運転士が増えていく実情を踏まえ、運転技能・接客技術の研修を実施することにより、実技面でのレベルアップを目指す。

② 1 年目運転士研修の実施

若年層による事故の発生状況に対処の為、又自己流な運転操作に陥りがちな 1 年経過時に各人の癖や運転姿勢を正す目的で、初心講習と応用接遇の講習を実施する。(乗務員教育時)

③ 大型車両及びマイクロバス等全車両へのデジタルタコグラフ導入

すでに導入済の大型車両に引き続き、平成 29 年度中にマイクロバス等全車両への導入を完了している。
導入時は、速度と乗務時間に着目して、運用する。

④ 「交通安全標語」を点呼時に唱和することで、「運行の安全の確保」への意識づけとする。
当社での安全運転マネジメントへの取り組みの中心と位置付ける。
尚、A4 の大きさで 50 標語を目標に点呼場に掲示し、唱和を実施していく。

⑤ 「安全方針」浸透度の把握

経営トップが策定した「安全方針」の浸透度合いを把握するため、アンケート等の実施により、浸透度・定着度を高める。

・営業所事務員に対しては、日々の朝礼の際に唱和を実施する。

⑥ 乗務員「優良運転者表彰制度」の充実

乗務員の安全に対する意識を一層高揚させるべく、無事故・無違反乗務員の褒賞内容を充実させ、モチベーションアップを図る

(2)-2 継続的な取組

① 適性診断の効率化 (NASVA の活用)

② 転落事故防止対策の実施

③ ヒヤリ・ハット情報の活用

④ 積雪対策の充実

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

当社の安全管理規程の通りです。

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、実施予定

(1) 教育及び研修の実施状況は、以下の通りです。

①当社の輸送の安全に対する取組の確認と運輸安全マネジメントに対する啓蒙を目的とし、全社員を対象に教育を実施する。

8. 講じた措置及び講じようとする措置については以下の通りである。

①各営業所とも乗務員に対し、出庫点呼直前にアルコール検知を行うよう即日指導実施、以降講習会等で継続して指導を実施中である。あわせて出庫前のアルコール検知は出庫時間の前、一定内の時間に行うこととする。

また今年度以降の新たな取り組みとして、遠隔地での点呼においては「デジタコ連動タイプ」の大型バス及びマイクロバス一部観光車両への導入を行う。

9. 安全統括管理者に係る情報

課長 富樫 勇

10. 行政処分

平成 28 年 11 月 14 日及び同年 11 月 16 日に行った監査時における 神奈川本社営業所に係る違反

番号	違反事実	基準日車等	適用
1	届け出た運賃料金によらずに、運賃料金を収受していたこと。 (道路運送法第 9 条の 2 第 1 項)	20 日車	運賃料金変更 事前届出違反
2	自動車事故報告書の届出を怠っていたこと。 自動車事故報告規則第 2 条第 11 号に規定する事故の未報告 1 件 (道路運送法第 29 条) (自動車事故報告規則第 3 条第 1 項)	10 日車	自動車事故報告 届出違反

処分日車数 30 日車

処分日 平成 29 年 5 月 18 日